

令和4年度福祉サービス第三者評価調査者養成研修開催要項

【目的】 本研修会は、島根県において、福祉サービス第三者評価の評価調査者として活動を予定している方に、第三者評価の理念や考え方、実際の調査に関しての評価の具体的な方法・技術を習得していただくことを目的として開催します。

【実施主体】 島根県

【実施機関】 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【期日・会場】

	期 日	会 場
前 期	9月20日(火)～22日(木)	いきいきプラザ島根1階「共用会議室」 (松江市東津田町1741-3)
後 期	10月12日(水)～ 13日(木)	10月12日(水) 施設実習 (実習施設は、本会で指定します)
		10月13日(木) いきいきプラザ島根1階「共用会議室」 (松江市東津田町1741-3)

【参加対象】

①を満たし、かつ②又は③のいずれかを満たす方。詳細は下記のとおり。

- ① 島根県が認証した評価機関に所属する方、または今後評価機関に所属を予定している方。
- ② 組織運営管理業務を3年以上経験している方、又はこれと同等の能力を有していると認められる方。
- ③ 福祉、保健、医療分野の有資格者又は学識経験者で、当該業務を3年以上経験している方、又はこれと同程度の福祉サービスに関する知識を有する方。

[参加対象の詳細]

- ・「組織運営管理業務」とは、概ね10人以上の組織を管理・統括する業務をいう。
- ・「同等の能力を有する方」とは、公認会計士、弁護士、税理士等組織運営管理に関し専門的な資格を有する方、又は経営相談、経営指導等に3年以上携わった経験を有する方をいう。
- ・「福祉、保健、医療分野の有資格者」とは、次のとおりとする。
 - ア 保健分野：保健師
 - イ 医療分野：医師、看護師、理学療法士、作業療法士
 - ウ 福祉分野：社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士
 - エ アからウまでのほか、県がこれと同程度と認める資格を有する方
- ・「学識経験者」とは、大学、短大、専門学校等で社会福祉、医療又は保健に関する教育、研究を行う方をいう。
- ・「これと同程度の福祉サービスに関する知識を有する方」とは、福祉分野の行政職員、社会福祉協議会その他福祉団体等の常勤職員として、3年以上福祉サービスに関する指導、研修、助言に関する業務に携わった経験を有する方をいう。

【定 員】 10名

【日程・内容】 別紙のとおり

【申込み方法】

- ① 受講を希望する方は、令和4年8月19日(金)までに別紙申込書により下記宛てに郵送で申し込んでください。また、「様式1」により実務経験(資格要件)証明書を添付してください。
- ② 受講決定通知を申込み締切後、1週間前後で受講申込書の現住所あてに発送いたします。届かない場合には、お手数ですが島根県福祉人材センターまでご連絡ください。
- ③ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を発送します。
- ④ 令和4年9月12日(月)までに所定の方法により受講料をお振込みください。 受講料：5,000円

⑤ 決定後の受講取り消しはご遠慮下さい。やむを得ず受講取消をされる場合、令和4年9月9日（金）午後5時までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします。（手数料は事業所負担）

【修了証書】

- 厚生労働省が定めた研修日程（時間数）を満たした出席者には、島根県知事名の修了証書が交付されます。
- 1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。（但し緊急かつやむをえない場合は県と協議します。）

※注）研修受講態度が著しく不良であったり、研修内容を理解していないと判断される場合は、県と協議の上、修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。

- ※注）①他の受講者、研修会場、実習場所に迷惑をかける行為
②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）
③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

【その他】

- ① 全課目を修了した方には、修了証書を交付しますので、各講義後に研修期間中の出席管理に伴い出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）
- ② 研修修了者は、届出により島根県が作成する「島根県福祉サービス第三者評価調査者名簿」に登載されます。
- ③ 昼食は各自でご準備ください。
- ④ 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣類等で調整できるようご準備ください。
- ⑤ 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- ⑥ 駐車場に限りがありますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- ⑦ 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。
- ⑧ インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑨ 感染症対策の一環として、マスク着用の上ご参加ください。
- ⑩ 福祉サービス第三者評価の概要等について、島根県のホームページにも掲載されています。

トップページ>くらし>福祉>地域福祉>福祉サービス第三者評価

【受講申込・お問合せ】

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2階

島根県社会福祉協議会法人支援部（島根県福祉人材センター） 担当/加藤・永島

TEL 0852 (32) 5975 FAX 0852 (32) 5956 ホームページ <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

◆ 会場案内図 ◆

《いきいきプラザ島根》

◆交通アクセス

JR 松江駅バス停より
南循環線外回り「県合同庁舎前」下車
(所要時間約20分)

